

滋賀県生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、物価高騰等の影響により増加した生活困窮者に対する多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化を図るため、民間団体等で県が適切と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）ならびに滋賀県補助金等交付規則（昭和48年規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱の定めるところによる。

（交付対象者および対象事業）

第2条 この補助金は、本要綱に定める事業に要する経費を交付の対象として、県が適切と認める団体等が行う事業を対象とする。

2 この要綱において「県が適切と認める団体等」とは、以下の要件を満たす者である。

（1）県内に事業所を有し、複数市町の自立支援機関と連携して広域的に生活困窮者の支援を現に行っている、または、今後行う予定がある法人等（任意団体を含む。）。

（2）県が設置するプラットフォームにおいて、物価高騰等により支援に係る事業量が増加したことおよび当該団体による支援の必要性が認められること。

3 次の各号に掲げる者は補助事業者としない。

（1）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

（2）滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等

4 物価高騰等の影響による支援ニーズの増大により事業量が増加している事業および物価高騰等の影響により生じる地域の生活困窮者支援の課題に対応する新たな事業を対象とする。

（補助対象経費、補助率および補助限度額）

第3条 この補助金の交付対象となる経費、補助率および補助限度額は別表に定めるところによる。

2 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

3 第2項により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（補助基本額）に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

4 実施主体が課税事業者（免税事業者および簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、様式第2号により補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、前条の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、様式第3号に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止するとき

(2) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額があるとき

(3) 補助事業の重要な部分の変更があるとき

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業の中止の承認決定または補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者へ様式第4号通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定より、知事が必要があると認めたときは、補助事業者は様式第5号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、様式第6号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第3条第4項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、規則第13条の補助金の額の確定通知を様式第7号により行う。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第 9 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第 13 条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- （2）申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- （3）その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することができる。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（財産の管理等）

第 16 条 補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助金の経理）

第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項に定める当該帳簿および証拠書類を事業完了後、5 年間保管しておかなければならない。

（個人情報の保護）

第 18 条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

（標準処理期間）

第 19 条 規則第 4 条に規定する補助金の交付の決定、規則第 8 条に規定する変更（中止・廃止）の承認および規則第 13 条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 20 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく変更交付の申請、第 8 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 8 条の規定に基づく状況報告、第 9 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告または第 12 条の規定に基づく交付の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
生活困窮者自立支援の機能強化事業	知事が必要と認めた額	官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備の実施に必要な経費（交付決定日～令和8年3月31日の経費に限る。） 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（1件30万円未満のものに限る。）、負担金	10分の10以内（算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。 1補助対象者当たり100万円を上限とする。

生活困窮者等支援団体活動費補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者	連絡先 電話番号	

滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1 補助金申請額 金 円

- 2 関係書類
- ・ 事業計画書
 - ・ 補助事業にかかる収支予算書
 - ・ 役員名簿

様式第2号（第5条関係）

生活困窮者等支援団体活動費補助金
交付決定通知書

滋健福政第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、
滋賀県補助金等交付規則第5条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払

3 条 件

- （1）補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱に定めるところに従うこと。
- （2）この補助金に係る事業について、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱第6条に掲げる変更等が生じる場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- （3）補助事業者に対して、知事が事業の遂行状況の報告を求め、または必要な調査を行う場合、補助事業者は協力すること。

生活困窮者等支援団体活動費補助金
変更交付申請書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者	連絡先 電話番号	

令和 年 月 日付け滋健福政第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止）の承認を受けたいので、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - ・事業実施計画書（別紙1）
 - ・収 支 予 算 書（別紙2）
- 3 変更（中止）理由

様式第4号（第6条関係）

生活困窮者等支援団体活動費補助金変更（中止）
承認決定通知書

滋健福政第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった生活困窮者等支援団体活動費補助金については、下記のとおり交付する。（事業を中止することについて承認する。）

記

1 変更後交付決定額 金 円

2 支 払 方 法 精算払

3 交 付 条 件

- （1）補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱に定めるところに従うこと。
- （2）この補助金に係る事業について、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱第6条に掲げる変更等が生じる場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- （3）補助事業者に対して、知事が事業の遂行状況の報告を求め、または必要な調査を行う場合、補助事業者は協力すること。

生活困窮者等支援団体活動費補助金
遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者	連絡先 電話番号	

令和 年 月 日付け滋健福政第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、滋賀県補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

生活困窮者等支援団体活動費補助金
実績報告書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者	連絡先 電話番号	

令和 年 月 日付け滋健福政第 号で生活困窮者等支援団体活動費補助金の交付の決定の通知があつた上記補助事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

- 2 関係書類
- （1）事業実施報告書（別紙3）
 - （2）収支決算書（別紙4）
 - （3）事業実施を証する写真
 - （4）その他参考となる資料（任意）

生活困窮者等支援団体活動費補助金事業実施報告書

実施団体名 _____

事業名	
事業推進員	所属： 氏名：
事業実施内容	

様式第7号（第10条関係）

生活困窮者等支援団体活動費補助金
交付額確定通知書

滋健福政第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付け滋健福政第 号で交付決定をした生活困窮者等支援団体活動費補助金については、令和 年 月 日付け様式第6号による実績報告書に基づき、次のとおり額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

滋賀県知事 あて

申請者 住所
氏名
発行責任者・氏名
担当者 氏名
連絡先
電話番号

消費税等仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け滋健福政第 号で交付決定通知があった生活困窮者等支援団体活動費補助金について、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け滋健福政第 号による補助金の額の確定通知額 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

生活困窮者等支援団体活動費補助金補助金
交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け滋健福政第 号で決定通知のあった生活困窮者等支援団体活動費補助金について、概算払により上記金額のとおり交付されるよう、生活困窮者等支援団体活動費補助金交付要綱第12条第2項の規定により請求します。

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

請求者	住所
	団体（法人）名
	代表者職・氏名
発行責任者	氏名
・担当者	連絡先
	電話番号